第二百九条の五から第二百九条の七までの規定中「第百九十七条第一項第五号」の下に「若しくは第六号」を加える。

第二百十条第一項中「この項」の下に「及び次条第一項」を加え、「提出し」を「提出し、」に改める。

第二百十一条の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条第一項中「捜索又は差押え」を「犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下この章において同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

第二百十一条第五項中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「臨検すべき」を「犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは」に、「場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

６　第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第二百十一条第三項中「許可状（」の下に「第二百二十二条の三第四項及び第五項を除き、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の場合において」を「前二項の場合において、」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第二百十一条の二の次に次の二条を加える。

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）

第二百十一条の三　委員会職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

２　前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

３　第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）

第二百十一条の四　差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一　差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二　差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第二百十二条の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第二百十三条及び第二百十四条中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第二百十五条の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条第一項中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第二項中「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（処分を受ける者に対する協力要請）

第二百十五条の二　臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

第二百十六条、第二百十七条第一項及び第二百十八条中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第二百十九条本文中「質問、検査、領置、」を削り、「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、「質問を受けた者又は」を削り、「これらの者」を「立会人」に改め、同条ただし書中「質問を受けた者又は」を削り、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

委員会職員は、この章の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

２　委員会職員は、この章の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第二百二十条の見出しを「（領置目録等の作成等）」に改め、同条中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に「若しくは差押物件」を「、差押物件若しくは記録命令付差押物件」に、「若しくは所持者」を「、所持者若しくは保管者（第二百十一条の四の規定による処分を受けた者を含む。）」に改める。

第二百二十一条の見出しを「（領置物件等の処置）」に改め、同条中「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

第二百二十二条の見出しを「（領置物件等の還付等）」に改め、同条第一項中「委員会」を「委員会職員」に、「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第二項中「又は差押物件の」を「、差押物件又は記録命令付差押物件について、その」に改め、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「又は差押物件について、」を「、差押物件又は記録命令付差押物件について」に改め、同条の次に次の二条を加える。